

土いじりクラブ"のルール

1 名称は…

「六手 土いじりクラブ」

2 所在地は…

千葉県君津市六手 992 番地

3 目的は…

- ・陶芸、または野菜づくりを楽しむこと。
- ・収穫やモノづくりなどふる里体験を楽しむこと。

4 活動内容は…

- ・陶芸
- ・野菜づくり
- ・ふる里体験
- ・そのほか、目的をかなえるために必要な活動

5 メンバーは…

- ・土いじりクラブの主旨に賛同して入会した人。

6 会費、利用料、参加費は…

- ・入会金（=年会費）は一人年 10,000 円（税込）とし、入会時に支払う。
- ・会員は年会費 10,000 円（税込）を新しい1年が始まる月（入会月）に支払う。
- ・会員同伴のご家族（親子）は無料で施設をご利用いただけます。

※お支払方法に関しては別紙をご参照ください。

【年会費に含まれるもの】

クラブハウス利用料、轆轤等の道具使用料、鎌、鋤などの農具使用料

●陶芸…作品制作のための粘土、焼成代・窯焚き代は料金表に定められた金額を作品受け取り時に支払う。

●野菜づくり…菜園利用料は原則一人約 5 m²（約 1.5 坪）で 500 円 / 月とし、月初めに支払う。

●ふる里体験…イベントごとに定められた参加料がかかります。

7 運営は…

土いじりクラブの運営は、有限会社アイズが行います。

8 クラブの代表は…

代表は、糟谷憲一が行い、事務・連絡も行います。

連絡先 千葉県君津市六手 992 TEL.0439-52-4952 club@mu-te.biz

土いじりクラブ"のルール

9 メンバーの入会、期間は…

- ・いつでも自由に入会できる。
- ・期間は入会日より1年間とする。

10 メンバー脱退は…

- ・メンバーは、代表に脱退の意思を伝えることで、いつでも脱退できる。
- ・また、下記の理由により、代表が強制的に脱退させることができる。

規約に違反したとき

6か月以上連絡が取れないとき

クラブ運営上好ましくないと代表が認めたとき

11 クラブの免責は…

- ・メンバー、および代表は、クラブ活動で生じた事故などに関して責任を負わず、各メンバーの自己責任とする。

附則

- ・この規約はクラブのオープン日、2018年4月1日からスタートする。
- ・規約は状況に応じて変更できるものとする。

土いじりクラブ"

〒299-1111 千葉県君津市六手 992 TEL & FAX 0439-52-4952